

沖代小学校 いじめ防止基本方針

(令和8年4月改定)

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、全ての児童に関係する問題である。

すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童の理解を深め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定め対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- ② 物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても 見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめにあたるかどうか判断する。
- ③ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なもの、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。特に、早期発見にあっては、児童の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

4 学校いじめ対策組織

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に対し迅速、的確に対処するために「いじめ・不登校対策検討委員会」を設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、該当学年主任、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、複数の教職員で構成し、必要に応じて SC,SSW 等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とする。

(3) 具体的な組織の役割

学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための対策等に関する取組の中核的な役割は以下のとおりとする。

- ①学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの構築
- ③いじめの早期発見のための相談及び通報への対応、問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ④いじめ事案に対応するための会議開催と報告
- ⑤いじめを受けた・行った児童に対する指導や支援並びに保護者との連携

5 いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりである。学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの充実、推進により、様々な人々との関わりの中で児童が社会性を育むとともに、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる授業を推進する。

いじめは重大な人権侵害であり、被害者、加害者、周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等法律上の扱い等も学ばせる。

また、ネットによるいじめを防止するため、情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を様々な場面、機会を利用して推進する。

発達障がいを含む障がいのある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の特性への理解を深めると共に 当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導支援を行う。その他学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

6 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、定期的なアンケート調査等によって、常に児童の状況を把握する。

児童及びその保護者、教職員が困った時に相談しやすい仕組みや雰囲気づくり、保健室利用やスクールカウンセラー、教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるほか、地域、家庭と連携して幅広く情報収集する。

また、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努める。

7 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせるほか、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

いじめの発見、通報を受けた場合、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意し、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

いじめを認知した場合は、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るほか、スクールカウンセラー、スクールサポーターや福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行い、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立っていじめにあたりと判断した場合にもそのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずにすぐに良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応を行う。

いじめが解消した（いじめにかかわる行為がやんでいる、児童生徒が心身の苦痛を感じていない）と思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行い再被害の防止を図るほか、保護者に対する適切な情報提供を図る。

8 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。なお、「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものと捉え、適切に対応し、校長が判断する。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告する。学校は教育委員会と連携し調査を行う。学校は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。